

組合員の皆さんへ

令和 8 年度
太田川漁業協同組合

賦課金	3,000円	備 考
行 使 料	竿 釣 5,500円 舟 釣 9,900円 建 網 共 同 24,200円 建 網 単 独 48,400円 か に 網 ・ 籠 3,300円	75才以上の方、女性又は障 害者手帳を提示された方は かに漁を除き行使料は半額。 ただし、建網単独は36,300円。
消費税を含む		
解 禁 日	あ ゆ 6月1日午前5時から11月30日まで (本流、三篠川・西宗川・根の谷川の丸田橋下流) 6月20日午前5時から11月30日まで (吉山川・鈴張川・小河内川・根の谷川の丸田橋上流) ※にぎりかけ6月25日～11月30日(全区域) あ ま ご 4月1日～8月31日 こ い ・ ふ な 1月1日～12月31日 う な ぎ 4月1日～9月30日 か に 10月20日正午(昼の12時)～4月30日(籠は1人3ヶまで)	
建網および 投 網 の 解 禁 日	上 流 区 域 8月6日 午後8時 下 流 区 域 8月10日 午後8時 及 び 三 篠 川	※ 三篠川を除く支流(西宗川・ 吉山川・鈴張川・小河内川・ 根の谷川)は投網、建網禁止。 ※ 昼投網・昼建は9月5日から
禁 漁 区 域	※ 高瀬堰から下流30mまでの区域 1月1日から12月31日まで全魚種禁漁。 ※ 津伏堰から下流30mまでの区域 解禁日から6月30日まであゆ禁漁。 ※ 高瀬堰下流30mから祇園新橋の下流220mまでの区域 10月1日から11月15日まであゆ禁漁。 ※令和9年度より変更予定 10月1日から、支流を含む全域でアユが禁漁となります。	
そ の 他 の 注 意 事 項	1. あゆを対象とする竿釣りをを行う際は、友釣りを除きリールを使用 してはならない。 2. 組合員は一般入漁者の模範となる行為をなすこと。 3. 建網はみだりに乱獲し又竿釣漁場への網入れ等は厳につつしむこと。 4. 腕章に氏名、年齢を記入し、入漁の際には必ず腕に着用すること。 5. 組合員は互いに協力し合って漁場を守り円満操業に努めて下さい。 6. 監視員から許可証の提示を求められた場合は心よく協力して下さい。 7. 許可証は本人以外に譲渡し又は貸与してはならない。 8. 橋上からの釣りは禁止。(道交法) 9. うなぎ漁はアナゴ籠使用禁止。	

●漁法および資格

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あ ゆ 漁 業 こ い 漁 業 ふ な 漁 業	手釣、竿釣(ころがし、 しゃくりを含む)、にぎりかけ	正・准組合員または遊漁者であること。
	投網、舟釣、 水眼ひっかけ	1年以上正組合員であること。
	建 網	3年以上正組合員であること。 ※ただし、地区内での了承が必要。
	や な	1年以上正組合員であること。
う な ぎ 漁 業	手釣、竿釣、うなぎ筒 はえなわ、つけ針	正・准組合員または遊漁者であること。
あ ま ご 漁 業	手釣、竿釣	正・准組合員または遊漁者であること。
も く ず が に 漁 業	かに籠	正・准組合員または遊漁者であること。
	かに網	3年以上正組合員であること。

●採捕が禁止されている大きさ

あ ま ご	全長15センチメートル以下捕獲禁止
こ い	全長15センチメートル以下捕獲禁止
ふ な	全長6センチメートル以下捕獲禁止
う な ぎ	全長30センチメートル以下捕獲禁止
も く ず が に	全甲幅5センチメートル以下捕獲禁止

河川清掃日 5月24日(日) (第4日曜日)

※解禁前の場所とりはやめましょう。

〒731-0234 広島市安佐北区可部町今井田6 1 7 - 1

太 田 川 漁 業 協 同 組 合

TEL (082) 812-2161 FAX (082) 815-7830

ホームページ <http://ootagawagyokyou.sakura.ne.jp>

